

稲毛コレクティブインパクト 寄附規定

(目的)

第1条 この規定は、稲毛コレクティブインパクト（以下「稲毛CI」という。）における規約第12条第2項の規定に基づき、寄附金等の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 寄付者 稲毛CIに寄附をする個人、企業、団体等をいう。
- (2) 寄附金 寄附者が寄附をする現金をいう。

(寄附金の種類)

第3条 稲毛CIが受け入れる寄附金は、寄附金1口あたり1万円とする。

(寄附金の申込み)

第4条 寄附者は、稲毛CIに寄附しようとするときは、第3条に定める金額から1口以上選択し、寄附金申込書を代表幹事に提出しなければならない。

(寄附金の返還)

第5条 寄附された寄附金等については、返還しないものとする。

(その他)

第6条 この規定に定めるほか、寄附金に関し必要な事項は、事務局が定めるものとする。

附則

この規定は、令和5年4月1日から施行する。